

令和7年度の保育関係施設の利用定員について

現在、令和7年度の保育園利用希望者に対して市が選考を行う1次募集、2次募集が終了し、幼稚園利用希望者に対して各施設が選考を行う申込みもほぼ予定していた方の申込は終了しています。結果として、利用予定者数の見込みと設定している定員に乖離がある場合に、各施設が定員の変更を希望しているものです。

参考

- 1号認定子ども：幼稚園利用（3歳以上児）、教育時間の預かり（10時から14時くらい）。夏休み等の長期休業有
- 2号認定子ども：保育園利用（3歳以上児）、標準時間の預かり（最長11時間。7時から18時くらい）。夏休み等の長期休業無。
- 3号認定子ども：保育園利用（3歳未満児）、標準時間の預かり（最長11時間。7時から18時くらい）。夏休み等の長期休業無。

1 各施設の申請内容について

公立保育所の「No.3 六供保育所」については、第二保育所と第三保育所の統合に伴い「旧第三保育所」を閉所し、旧第五保育所を再整備した「六供保育所」を開所することによる2号認定子どもの定員増です。なお、第二保育所は、在園児がいなくなった段階で閉所します。

認定こども園については、「No.28 上細井保育園」が、今年度園舎の施設整備が完了し、3未満児の受け入れを中心に施設全体の定員を増やし、私立保育園から幼保連携型認定こども園へ移行するものであり、予め、市の計画上也見込んでいた受け皿の拡大部分となります。「No.4 トキワ保育園」は、保育所型認定こども園へ移行し、1号認定区分を新設するものです。

私立保育園「No.19 大胡第一保育園」、幼保連携型認定こども園「No.2 相愛館」、「No.7 もものき」、「No.9 駒形こども園」、「No.24 元総社幼稚園」、「No.26 二子山幼稚園」、「No.27 大利根育英幼稚園」、「No.30 ひろせ幼稚園」、「No.32 慈照幼稚園」、「No.33 こまがた幼稚園」、「No.36 桃瀬幼稚園」、「No.37 元景幼稚園」、「No.41 いしい幼稚園」、幼稚園型認定こども園（認可外直列型）「No.1 明星幼稚園」、「No.2 粕川幼稚園」、「No.4 江木幼稚園」は、来年度の入園見込み児童数に合わせて、変更申請がありました。

主な変更内容としては「1号認定子どもの定員を減らし、2・3号認定子どもの定員を増やす」、「2・3号認定子どもの定員のみを増やす」、又は「1号・2号認定子ども定員を減らす」とした変更を希望しているものです。

2 変更申請の内容について(「6前橋市全体(特定教育・保育施設)の総計」参照)

市としても、市内で多くの保育園が認定こども園に移行することにより、幼稚園利用のこどもが利用できる施設が増えたことで、1号認定子どもの定員は充足しつつあると考えことや、両親で就労する世帯が増加するといった社会情勢等を反映して2・3号認定子ども(特に3号認定子ども)のニーズは高いと考えており、3号認定子どもを中心とした保育利用の受け皿は、現状でまだ不足している区域があると考えことから、変更申請の内容について

- 各施設の申し込み状況
- 各施設の利用定員に対する平均在所率
- 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和12年度)

※人口推計値やニーズ量の見込み

の観点から考慮した結果、施設の入所児童の実態に合っており、問題はないと考えます。

3 その他

子ども・子育て支援法において、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは子ども・子育て会議の意見を聴くものと定められています。